

千葉県コンプライアンス委員会の議事及び運営に関する要領の改正について

令和8年3月9日
総務課リスクマネジメント推進室

令和7年度第1回千葉県コンプライアンス委員会において、障害者のある人に対して障害の種類や程度に配慮した情報提供をするため、「千葉県コンプライアンス委員会の議事及び運営に関する要領」の別紙傍聴要領の改正案について審議を諮った。

審議の結果、修正意見をいただいたことから、当該意見を踏まえて、改めて、傍聴要領を改正することとしたい。

1 改正の背景

平成28年4月1日から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、障害のある人に対する合理的配慮の提供が行政機関に義務付けられている。

令和4年5月には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行され、全ての障害者があらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であるとし、行政機関においては、障害の種類や程度に応じて情報提供するように配慮すること等が義務付けられている。

2 前回会議の傍聴要領改正案の内容

- (1) 合理的配慮の提供が必要な者の出席の機会を確保するために、傍聴者の決定方法を「当日の抽選制」から「先着順の事前申込み制」へ変更。
- (2) 傍聴を希望する者であって、障害のある人に対する合理的配慮の提供が必要な者が、合理的配慮の提供の申し出を行う方法を追加。

3 改正内容に対する修正意見

- (1) コンプライアンス委員会の傍聴を事前申込・先着順とすることについて
 - ・傍聴は本来、当日会議の場所にきた人が事前予約なしで入れるようにしておくべきものとする。傍聴希望者が多数のため、傍聴ができない人がいたなどの事実はなかったのではないかと考える。
 - ・先着順とすると、悪意を持った人が、先に枠を埋めてしまうおそれもある。
 - ・また、障害のある人に合理的配慮を提供するため、一定枠を設ける（複数の傍聴枠につき事前申出者に割り振る。希望者多数のときは抽選とする。）ことは許容されるとしても、そのためには準備期間が必要になる。虚偽申請の可能性もあり、どうやって本人確認をするのかという問題もある。

(2) 障害のある傍聴希望者に対する合理的配慮の内容について

- ・改正案で、点字資料などを準備することも想定しているようだが、通常、傍聴者に会議資料を配付していないのであれば、障害のある人のためにそのような資料を用意するのは、合理的配慮を超えてしまう可能性もあるので、バランスの取れた対応となるよう配慮が必要である。

4 修正意見を踏まえた傍聴要領の内容

(1) コンプライアンス委員会の傍聴は事前申込・先着順とせず、従来どおり傍聴希望者が定員を超えた場合、抽選とする。

(2) 前回同様、傍聴を希望する者であって、障害のある人に対する合理的配慮の提供が必要な者が、合理的配慮の提供の申出を行う方法を追加するとともに以下の注意点を追記。

- ・傍聴者に配布する資料がない場合、点字資料の用意をしない等希望する全ての事項に対応できるものではないこと。
- ・事前に申し出があったとしても、傍聴希望者が定員を超えた場合は抽選となり、申し出のあった方を優先する対応はしないこと。

5 適用開始

改正後の要領は、令和8年第1回コンプライアンス委員会から適用することとしたい。

《関係法令》

○ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第7条 略

- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

○ 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律

(障害者からの相談及び障害者に提供する情報)

第14条 略

- 2 国及び地方公共団体は、障害者に情報を提供するに当たっては、その障害の種類及び程度に応じてこれを行うよう配慮するものとする。